

第 136 号 (令和 5 年 6 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局環境施設課】 3

**【告示】**

- △ 令和 5 年度横浜市一般会計補正予算 (第 1 号) ほか 2 件の要領公表【財政局財政課】 4
- △ 地域再生法の規定による地域再生推進法人の指定【国際局国際協力課】 5
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 11
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 12
- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】 13
- △ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 14
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 15

**【公告】**

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 17
- △ 審査書の縦覧【環境創造局環境影響評価課】 19
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壤環境課】 20
- △ 同 【環境創造局水・土壤環境課】 21
- △ 排水設備指定工事店の指定【環境創造局管路保全課】 22
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 24
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 25
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 26

**【区告示】**

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【旭区地域振興課】 27
- △ 同 【旭区地域振興課】 28
- △ 同 【旭区地域振興課】 29
- △ 避難指示の解除【金沢区総務課】 30
- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【緑区地域振興課】 31

△	同	【旭区地域振興課】	32
△	同	【戸塚区地域振興課】	33
△	同	【戸塚区地域振興課】	34
△	同	【南区地域振興課】	35
△	同	【南区地域振興課】	36
△	同	【港南区地域振興課】	37
△	同	【磯子区地域振興課】	38
△	同	【栄区地域振興課】	39
△	同	【栄区地域振興課】	40
△	同	【栄区地域振興課】	41
△	同	【栄区地域振興課】	42
△	同	【栄区地域振興課】	43
		<b>【監査委員】</b>	
△		包括外部監査人の監査の事務を補助する者【監査管理課】	44
△		住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 5 年 3 月 14 日受付）【監査管理課】	45
		<b>【正誤】</b>	46

## 規則

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 49 号

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則（平成 5 年 3 月横浜市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 2 項中「、合葬式樹木型納骨施設、合葬式慰霊碑型納骨施設、自動搬送式納骨施設及び日野こもれび納骨堂の合葬式納骨施設」を「及び自動搬送式納骨施設」に改め、「（芝生型納骨施設及び自動搬送式納骨施設に係るものに限る。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動搬送式納骨施設に係る管理料については、使用許可期間の残存期間の分を一括して納入通知書により前納することができる。

第 5 条の 3 第 3 項中「とする」を「とし、市長が指定した期日までに納入通知書により納付しなければならない」に改める。

第 13 条第 1 項中「使用者」の次に「（第 4 項に該当する自動搬送式納骨施設の利用者を除く。）」を加え、同条第 4 項中「又は」を「若しくは」に、「、前条」を「前条」に改め、「とき」の次に「、又は自動搬送式納骨施設の利用者が使用許可期間の満了日までに焼骨を合同埋蔵することを希望する旨の申出をした場合において当該使用許可期間が満了したとき（管理料に未納がないときに限る。）」を加える。

第 18 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 メモリアルグリーンの開園時間は、次のとおりとする。ただし、春分の日及び秋分の日のそれぞれ 3 日前の日から 3 日後の日まで、7 月 13 日から同月 16 日まで並びに 8 月 13 日から同月 16 日までにおける開園時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。

(1) 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 午前 8 時から午後 5 時まで

(2) 1 月 2 日から 3 月 31 日まで及び 10 月 1 日から 12 月 30 日まで  
午前 9 時から午後 4 時まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

告 示

---

横 浜 市 告 示 第 386 号

令 和 5 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) ほ か 2 件  
の 要 領 公 表

令 和 5 年 6 月 1 日 の 市 議 会 に お い て 議 決 を 得 た 令 和 5 年 度 横 浜 市  
一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 ) ほ か 2 件 の 要 領 を 、 別 冊 の と お り 公 表  
す る 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 387 号

地域再生法の規定による地域再生推進法人の指定

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 19 条第 1 項に規定する地域再生推進法人として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

指定年月日	名称	所在地
令和 5 年 5 月 18 日	一般社団法人 YOKO HAMA URBAN SOLUTION ALLI ANCE	西区みなとみらい一 丁目 1 番 1 号

横浜市告示第 388 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	コナミスポーツ保育園 希望が丘
設置者	コナミスポーツ株式会社
所在地	旭区東希望が丘 107 番地

横浜市告示第 389 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・  
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、  
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	大倉山きずな保育園
設置者	有限会社エム・ケイ・プランニング
所在地	港北区大倉山三丁目 4 番 31 号

横浜市告示第 390 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	キューピールーム P-kaboo 園
設置者	株式会社キューピールーム
所在地	南区白妙町 4 丁目 42 番地の 3



横 浜 市 告 示 第 391 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 34 条 の 15 第 2 項 及 び 子 ども ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 43 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日
施 設 種 別	小 規 模 保 育 事 業 A 型
施 設 名 称	S E A S O N K I D 保 育 園
設 置 者	一 般 社 団 法 人 K I D - G
所 在 地	旭 区 鶴 ヶ 峰 二 丁 目 21 番 地 の 5

横浜市告示第 392 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・  
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	サクラフェリーチェ保育園 二俣川
設置者	株式会社 S A C R A F E L I C E
所在地	旭区二俣川 1 丁目 41 番地の 3

横 浜 市 告 示 第 393 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 34 条 の 15 第 2 項 及 び 子 ども ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 43 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日
施 設 種 別	小 規 模 保 育 事 業 A 型
施 設 名 称	す ま い る 十 日 市 場 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 ス マ イ ル ク ル ー
所 在 地	緑 区 十 日 市 場 町 字 馬 場 坂 1,481 番 地 の 20

横 浜 市 告 示 第 394 号

家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 34 条 の 15 第 2 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 43 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 家 庭 的 保 育 事 業 等 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日
施 設 種 別	小 規 模 保 育 事 業 A 型
施 設 名 称	瀬 谷 み ら い 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 メ デ ィ フ ェ ア
所 在 地	瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 4 番 地 の 7

横浜市告示第 395 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認  
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 5 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 5 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	P-kaboo 保育園
設置者	特定非営利活動教育支援協会南関東
所在地	南区白妙町 4 丁目 42 番地の 3

横 浜 市 告 示 第 396 号

老 人 福 祉 施 設 の 事 業 変 更 認 可

老 人 福 祉 法 ( 昭 和 38 年 法 律 第 133 号 ) 第 16 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ ぎ、次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 入 所 定 員 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

認 可 年 月 日	施 設 種 別	施 設 名 称	施 設 長	変 更 事 項 ( 定 員 )	
				新	旧
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム け い あ い の 郷 影 取	今 野 靖 己	人 108	人 100
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 横 浜 市 天 神 ホ ー ム	小 林 卓	人 78	人 74
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 新 山 下 ホ ー ム	金 子 順 也	人 68	人 62
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム フ ァ ミ リ ー イ ン 瀬 谷	佐 竹 剛	人 130	人 120
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム し ら ゆ り 園	齋 藤 昇	人 140	人 132
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 磯 子 自 然 村	楠 瀬 尚 倫	人 160	人 140
令 和 5 年 6 月 1 日	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム ひ ま わ り 港 南 台	高 田 修 嗣	人 180	人 170

横浜市告示第 397 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）  
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を  
指定した。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	港南区日野七丁目 1,085 番の 5 の一部 旭区都岡町 52 番の 1 の一部及び 61 番の 3 の一部 金沢区釜利谷東四丁目 3,782 番の 1 の一部 港北区小机町 994 番の 1、994 番の 2、995 番、996 番の 1 の一部及び 1,029 番の一部 港北区篠原町 1,080 番の 24 の一部、1,080 番の 30 の一部、1,080 番の 31 の一部及び 1,092 番の 12 の一部 戸塚区舞岡町 3,398 番の 4 の一部及び 3,398 番の 14	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	保土ヶ谷区今井町 869 番及び 870 番の 1 の一部 保土ヶ谷区川島町 1,271 番、1,311 番の 2 の一部、1,313 番の一部、1,315 番の 1 の一部、1,316 番の 1、1,316 番の 4 及び 1,353 番	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで

港北区新羽町 976 番 の 1 の一部及び 978 番の 1 の一部 青葉区鉄町 1,705 番 、 1,707 番、 1,708 番の 1、 1,708 番の 口、 1,710 番、 1,71 5 番の口、 1,717 番 の 1 の一部、 1,717 番の 3 の一部、 1,71 7 番の 11 及び 1,717 番のイの 2 の一部 青葉区寺家町 682 番 の一部
---



公 告

横 浜 市 公 告 第 337 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

M A R I N E & W A L K Y O K O H A M A  
中 区 新 港 一 丁 目 3 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 大 山 一 也  
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 橋 本 勝 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 ユ ナ イ テ ッ ド ア ロ ー ズ 代 表 取 締 役 竹 田 光 広 東 京 都 港 区 赤 坂 8 丁 目 1 番 19 号 ほ か 12 者	株 式 会 社 M I C 代 表 取 締 役 神 崎 淳 志 厚 木 市 田 村 町 7 番 31 号 ほ か 13 者

- (4) 変更の年月日  
令和 3 年 4 月 1 日 ほか
- (5) 変更した理由  
設置者の代表者変更のため ほか
- 2 届出年月日  
令和 5 年 5 月 12 日
- 3 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 338 号

審査書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事に係る審査書を作成したので、同条第 2 項の規定に基づき、当該審査書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東急不動産株式会社

代表取締役社長 星野浩明

東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 21 番 1 号

京浜急行電鉄株式会社

取締役社長 川俣幸宏

西区高島一丁目 2 番 8 号

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 隅野俊亮

東京都千代田区有楽町 1 丁目 13 番 1 号

2 対象事業の名称

（仮称）北仲通北地区 B-1 地区新築工事

3 対象事業が実施されるべき区域

中区海岸通 5 丁目 25 番の 1

4 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

中区日本大通 35 番地

横浜市中区役所総務部区政推進課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

磯子区磯子三丁目 5 番 1 号

横浜市磯子区役所総務部区政推進課

5 縦覧期間

令和 5 年 6 月 5 日から令和 5 年 7 月 4 日まで

横 浜 市 公 告 第 339 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
4 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 320 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
保 土 ヶ 谷 区 岡 沢 町 55 番 の 7、56 番、62 番 の 3 の 各 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン、六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 340 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の  
解除

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和 4 年 8 月横浜市公告第 414 号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
保土ヶ谷区仏向西（筆界未定 1,832 番の 1、1,832 番の 2、1,832 番の 3、1,833 番の 2、1,834 番の 1、1,834 番の 2、1,835 番の 1、1,835 番の 2、1,835 番の 7、1,836 番の 1、1,837 番、1,838 番の 1、1,838 番の 2、1,839 番の 1、1,839 番の 2、1,839 番の 3、1,840 番の 1、1,840 番の 2、1,841 番の 1、1,841 番の 2、1,841 番の 3、1,841 番の 4、1,841 番の 5、1,843 番の 1、1,844 番の 1、1,844 番の 2、1,844 番の 3、1,845 番の 1、1,849 番の 1、1,862 番の 2、1,862 番の 3、1,863 番の 2 及び青地）の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第 341 号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
11745	株式会社クラシアン南横浜支社	今田健治	港南区上永谷三丁目 13 番 5 号
30630	株式会社創日	山下隆治	相模原市緑区鳥屋 869 番地の 4
30631	岩間設備	岩間秀和	港北区新吉田東五丁目 60 番 14 号
30632	市川水道工事店	市川隆康	旭区今宿東町 1,615 番地
30633	エムユー設備工業	梅野将幸	瀬谷区二ツ橋町 108 番地の 41
30634	株式会社くまがい	熊谷陽幸	港北区箕輪町一丁目 18 番 4 号
11746	三武設備工業株式会社	平田忠大	川崎市川崎区小田 3 丁目 12 番 18 号
11747	エイシン建設株式会社	安川宏道	南区永田東一丁目 6 番 30 号
30635	積水ハウス建設東京株式会社座間事務所	三浦淳一	座間市小松原 1 丁目 15 番 12 号
11748	有限会社協栄クレーン	永田慶太	磯子区岡村二丁目 8 番 13 号
30636	三管合同会社	小泉雅俊	磯子区磯子七丁目 3 番 4 - 205 号
11749	マイ建設株式会社	和田洋平	青葉区市ケ尾町 1,154 番地の 2
30637	株式会社市川電設	市川雄士	相模原市中央区清新 4 丁目 8 番 11 号
11750	有限会社弘建工業	佐藤俊哉	港南区日野中央二丁目 32 番 18 号
30638	Three L	小松剛	栄区飯島町 1,322 番地の 2

30639	株式会社イースマイル横浜営業所	島 村 禮 孝	青葉区鴨志田町 809 番地の 3
11751	株式会社佐藤土建	佐 藤 浚 男	鶴見区浜町 2 丁目 10 番地の 1

- 2 指定有効期間  
令和 5 年 6 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで

横 浜 市 公 告 第 342 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00892	積 和 建 設 神 奈 川 株 式 会 社 厚 木 事 業 所	座 間 市 小 松 原 1 丁 目 15 番 12 号	令 和 5 年 5 月 31 日
30057	積 和 建 設 東 京 株 式 会 社	都 筑 区 茅 ヶ 崎 東 二 丁 目 2 番 10 号	令 和 5 年 5 月 31 日



横 浜 市 公 告 第 343 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 4 年 8 月 30 日 第 2022 開 1403 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
横 須 賀 市 小 川 町 26 番 地 の 9  
株 式 会 社 建 新  
代 表 取 締 役 大 口 隆 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 18 番 の 1 及 び 18 番 の 30

横浜市公告第 344 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 42・86 号
- 2 廃止年月日  
令和 5 年 5 月 17 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
4.70 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
204.68 m
- 5 廃止の場所  
港南区東永谷二丁目 1,473 番の 137 地先から 1,476 番の 138 地先まで

区 告 示

旭区告示第 5 号（令和 5 年 5 月 17 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、中白根町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 17 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	金 平 光 雄 旭区白根七丁目 24 番 9 号	岩 沢 弘 旭区中白根二丁目 25 番 12 号

旭区告示第 6 号（令和 5 年 5 月 17 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、あたご自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 17 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	毛 呂 建 二 旭区白根二丁目 20 番 12 号	高 田 泰 雄 旭区白根二丁目 16 番 4 号

旭区告示第 7 号（令和 5 年 5 月 18 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、南希望が丘三一会自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 18 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高見澤 幸代 旭区南希望が丘 99 番 地の 30	川瀬 真樹 旭区南希望が丘 130 番地の 1

金沢区告示第 4 号（令和 5 年 5 月 18 日揭示済）

避難指示の解除

令和 5 年 5 月 8 日に発令した避難指示について、次のとおり解除する。

令和 5 年 5 月 18 日

横浜市金沢区長 永井京子

- 1 避難指示日時及び対象地域  
避難指示日時 令和 5 年 5 月 8 日午前 9 時 10 分  
対象地域 金沢区西柴二丁目の一部
- 2 避難指示を解除する日時  
令和 5 年 5 月 16 日午後 5 時 00 分

緑区告示第 42 号（令和 5 年 5 月 18 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、青砥団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 18 日

横浜市緑区長 佐藤 康 博

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	金 成 利 夫 緑区青砥町 821 番地 の 28	加 藤 昌 一 緑区北八朔町 60 番地 の 36

旭区告示第 8 号（令和 5 年 5 月 23 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本宿東部自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 23 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	鈴木 義 隆 旭区本宿町 70 番地	山 屋 民 世 旭区本宿町 1 番地の 5



戸塚区告示第 7 号（令和 5 年 5 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、俣野町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 23 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	戸 塚 博 三 戸塚区俣野町 1,156 番地	戸 塚 宏 戸塚区俣野町 1,271 番地

戸塚区告示第 8 号（令和 5 年 5 月 23 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、電電戸塚団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 23 日

横浜市戸塚区長 國 本 直 哉

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	北 爪 靖 彦 戸塚区平戸四丁目 18 番 12 号	蓬 田 司 戸塚区平戸四丁目 5 番 10 号

南区告示第 11 号（令和 5 年 5 月 24 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六ツ川三金自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 24 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	関 昭 三 南区六ツ川二丁目 7 番地の 36	藤 澤 隆 文 南区六ツ川二丁目 10 番地の 29

南区告示第 12 号（令和 5 年 5 月 24 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、六ツ川一丁目第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 24 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	米 山 一 久 南区六ツ川一丁目 14 5 番地	宮 森 幸 夫 南区六ツ川一丁目 18 6 番地

港南区告示第 2 号（令和 5 年 5 月 25 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、奈良地区町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 25 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	谷 藤 淳 子 港南区日野中央三丁目 28 番 2 号	牧 野 元 和 港南区日野中央三丁目 29 番 17 号

磯子区告示第 1 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、三井杉田台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市磯子区長 関 森 雅 之

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小 泉 由 香 利 磯子区栗木一丁目 6 番 8 号	浅 田 和 浩 磯子区栗木一丁目 14 番 15 号

栄区告示第 15 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	中 込 欣 也 栄区本郷台二丁目 8 番 1 号	高 村 幸 子 栄区本郷台五丁目 14 番 15 号

栄区告示第 16 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、亀井町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	宮 原 恵 子 栄区亀井町 21 番 15 号	田 中 義 章 栄区亀井町 4 番 28 号



栄区告示第 17 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、春日町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	梶 智 明 栄区小菅ケ谷一丁目 31 番 17 号	伴 野 藍 栄区小菅ケ谷一丁目 27 番 21 号

栄区告示第 18 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東武本郷台自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山 室 創 栄区鍛冶ケ谷町 503 番地の 23	村 上 誠 敬 栄区鍛冶ケ谷町 452 番地の 52

栄区告示第 19 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、尾月自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市栄区長 堀 口 和 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名	三 原 一 郎	佐 藤 久 満 雄
及び住所	栄区尾月 7 番 8 号	栄区尾月 24 番 4 号

監査委員

横浜市監査委員告示第 1 号

包括外部監査人の監査の事務を補助する者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項の規定による包括外部監査人柳原匠巳の監査の事務を補助する者の協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 5 日

横浜市監査委員 藤野次雄  
 同 高品彰  
 同 前田一  
 同 梶村充  
 同 大山しょうじ

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
江口一生	青葉区市ケ尾町 20 番地の 3	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
加藤聡	東京都世田谷区喜多見 8 丁目 17 番 13 号	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
神戸政之	西区桜木町 4 丁目 17 番地	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
木下哲	東京都荒川区荒川 1 丁目 7 番 6 号	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
田中友里子	港南区丸山台一丁目 2 番 1 - E 1614 号	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
本郷順子	東京都町田市森野 1 丁目 32 番 14 - 10 08 号	令和 5 年 6 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 監 査 委 員 公 表 第 8 号

住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果 の 公 表 ( 令 和 5 年 3 月 14 日  
受 付 )

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に よ り  
、 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 を 行 っ た の で 、 そ の 結 果 を 別 冊 の と お り  
公 表 す る 。

令 和 5 年 6 月 5 日

横 浜 市 監 査 委 員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	梶	村		充
同	大	山	し	ょうじ

---

正 誤

---

令和 4 年定期第 112 号 58 ページ上から 1 行目「達第 2 号」は「達第 3 号」の誤り。